

甲（委託者・発注者）：気象情報を提供する会社、資本金10億円、従業員数300人

乙（受託者・受注者）：ソフトウェア開発会社、資本金1億円、従業員数250人

## 2. 委託業務の内容・仕様書

### <一般的な規定案>

#### 第●条（業務の委託）

甲と乙は、別紙仕様書（以下「仕様書」という。）に定める業務（以下「本業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。なお、本業務の詳細等については仕様書に定めるものとする。

### <発注者の規定案>

#### 第●条（業務の委託）

甲と乙は、別紙仕様書（以下「仕様書」という。）に定める業務（以下「本業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。なお、本業務の詳細等については仕様書に定めるものとする。

2. 甲は、自己の都合により本業務の内容を変更する必要があるときは、これを変更することができる。

### <受注者の修正案>

#### 第●条（業務の委託）

甲と乙は、別紙仕様書（以下「仕様書」という。）に定める業務（以下「本業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。なお、本業務の詳細等については仕様書に定めるものとする。

2. 甲は、自己の都合により本業務の内容を変更する必要があるときは、別途乙と協議し書面で合意することにより、これを変更することができる。

### 3. 再委託の可否、許容する条件

<発注者の規定案>

#### 第●条（再委託）

乙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合に限り、第三者(以下「再委託先」という。)に対し、本業務の全部又は一部を再委託することができる。この場合、乙は再委託先に本契約の乙の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の当該義務違反につき、一切の責任を負うものとする。

<受注者の修正案1>

#### 第●条（再委託）

乙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合に限り甲に事前に通知することにより、第三者(以下「再委託先」という。)に対し、本業務の全部又は一部を再委託することができる。この場合、乙は再委託先に本契約の乙の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の当該義務違反につき、一切の責任を負うものとする。

<受注者の修正案2>

#### 第●条（再委託）

乙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合に限り、第三者(以下「再委託先」という。)に対し、本業務の全部又は一部を再委託することができる。この場合、乙は再委託先に本契約の乙の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の当該義務違反につき、一切の責任を負うものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が別紙記載の本業務の全部又は一部を当該別紙記載の第三者に請負わせ又は再委託することを本契約の締結をもって承諾するものとする。

#### 4. 第三者の権利侵害

<発注者の規定案>

##### 第●条（第三者の知的財産権）

乙は、納入品が第三者の知的財産権を侵害しないことを表明し、かつ保証する。

2. 乙は、納入品が第三者の知的財産権を侵害しているとして紛争が生じた場合、自らの費用及び責任で、当該紛争を解決するものとし、甲に生じた損害を賠償するものとする。

<受注者の修正案1>

##### 第●条（第三者の知的財産権）

乙は、納入品が日本国内における第三者の知的財産権を侵害しないことを表明し、かつ保証するに努めるものとする。

2. 乙は、納入品が日本国内における第三者の知的財産権を侵害しているとして紛争が生じた場合、甲が当該紛争の解決のために乙に対し誠実に協力することを条件に、自らの費用及び責任で、当該紛争を解決するものとし、甲に生じた実際の損害を賠償するものとする。ただし、当該紛争が甲の指示に起因して生じた場合はこの限りではない。

<受注者の修正案2>

##### 第●条（第三者の知的財産権）

乙は、納入品が第三者の知的財産権を侵害しないことを表明し、かつ保証するに努めるものとする。

2. 乙は、甲より指示された第三者の権利調査の範囲内で、納入品が日本国内における第三者の知的財産権を侵害しているとして紛争が生じた場合、甲が当該紛争の解決のために乙に対し誠実に協力することを条件に、自らの費用及び責任で、当該紛争を解決するものとし、甲に生じた実際の損害を賠償するものとする。ただし、当該紛争が甲の指示に起因して生じた場合はこの限りではない。

## 5. 納入

### <一般的な規定案>

#### 第●条（納入）

乙は、仕様書に定める納期までに第2項以下に定める甲の検査に合格し、納入品の納入を完了しなければならない。

2. 乙は、納入品を仕様書に定める納入場所に搬入したときは、甲に対して書面による搬入完了通知を行うものとする。甲は、搬入完了通知を受理した日から起算して10日以内に納入品の検査を行い、当該検査により納入品が合格であると認めた場合は、納入が完了した旨を書面により乙に通知するものとする。

3. 乙は、前項に定める検査の結果が不合格となった場合で甲の指示があったときは、自己の負担により補修を行い再度甲の検査を受けるものとする。この場合にあつて納期に遅滞するときは、乙はその責を免れないものとする。

4. 乙は、本条に定める検査に合格したことをもって、本契約に定める責任について、何らの免責を得るものではない。

### <取適法に則した規定案>

#### 第●条（納入）

乙は、仕様書に定める納期までに第2項以下に定める甲の検査に合格し、納入品の納入を完了しなければならない。納期前に甲が納入品を自らの支配下に置いた場合は、納入品が一定の水準を満たしていることを甲が確認した時点で、納入品の納入を受けたものとする。

## 6. 納入品の所有権移転時期・危険負担

### <一般的な規定案>

#### 第●条（所有権の移転及び危険負担）

納入品に係る所有権は、第●条の検査に合格した時点で、乙から甲に移転するものとする。当該検査の合格前に、納入品が滅失又は毀損した場合、甲の責に帰すべき事由がない限り、当該滅失又は毀損について、乙が負担する。

### <受注者寄りの規定案>

#### 第●条（所有権の移転及び危険負担）

納入品に係る所有権は、第●条に基づき乙が甲から契約金額の支払いを受けた時点で、乙から甲に移転するものとする。ただし、乙が、第●条第2項に定める納入品の合格通知を受領した日から契約金額の支払いを受ける日までの期間に、納入品が滅失又は毀損した場合、乙の責に帰すべき事由がない限り、当該滅失又は毀損について、甲が負担する。

## 7. 納入品に係る著作権・知的財産権

<発注者の規定案>

### 第●条（知的財産権）

納入品を含む本業務の成果に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）その他の知的財産権は、前条に定める所有権の移転とともに乙から甲に移転するものとする。

2. 乙は、甲（甲より利用許諾又は権利譲渡を受けた第三者を含む）に対し、納入品に係る著作権者人格権を行使しないものとする。

<受注者の修正案>

### 第●条（知的財産権）

納入品~~を含む本業務の成果~~に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）その他の知的財産権は、前条に定める所有権の移転とともに乙から甲に移転するものとする。ただし、本業務着手以前に乙が著作権を保有していた著作物については、乙がその権利を引き続き保有することとする。

2. 乙は、甲（甲より利用許諾又は権利譲渡を受けた第三者を含む）に対し、納入品に係る著作権者人格権を行使しないものとする。

## 8. 報酬支払い

### <一般的な規定案>

#### 第●条（契約金額の支払い）

甲は、本契約の履行の一切の対価として、仕様書記載の契約金額を乙に対して支払うものとする。

2. 乙は、納入完了日から起算して●日以内に契約金額に関する請求書を甲に交付するものとする。

3. 甲は、前項に定める請求書を受領した日から45日以内に、契約金額を乙の銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。

### <取適法に則した規定案>

#### 第●条（契約金額の支払い）

甲は、本契約の履行の一切の対価として、仕様書記載の契約金額を乙に対して支払うものとする。

2. 甲は、納入品の受領日から起算して55日目に、契約金額を乙の銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

## 9. 契約不適合責任

### <発注者の規定案>

#### 第●条（契約不適合責任）

納入品が種類、品質に関して仕様書で定める内容に適合しない場合、甲は、第●条の検査時に知り得たものであるかどうかにかかわらず、当該事実を知ったときから1年以内に乙に通知することにより、履行の追完、代金の減額、損害の賠償請求及び契約を解除できるものとする。

### <受注者の修正案>

#### 第●条（契約不適合責任）

納入品が種類、品質に関して仕様書で定める内容に適合しない場合、甲は、第●条の検査時に知り得~~なかつたものであるかどうかにかかわらずに限り~~、~~当該事実を知ったとき乙が納入品を納入した日~~から1年以内に乙に通知すること~~により~~で、履行の追完、代金の減額、損害の賠償請求及び契約を解除できるものとする。

## 10. 損害賠償

<一般的な規定案>

### 第●条（損害賠償）

甲又は乙は、本契約に違反し、相手方に損害を与えた場合、当該相手方に対してその損害を賠償するものとする。

2. 前項に定める損害賠償の範囲は、通常生ずべき損害とするが、特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見すべきであったときは、その範囲に含まれるものとする。

<受注者の修正案1>

### 第●条（損害賠償）

甲又は乙は、本契約に違反し、相手方に損害を与えた場合、当該相手方に対してその損害を賠償するものとする。

2. 前項に定める損害賠償の範囲は、通常生ずべき損害と~~しするが、特別の事情によ~~つて生じた損害であっても、当事者がその事情を予見すべきであったときは、その範囲に含まれるものとするかつ契約金額を上限とする。

<受注者の修正案2>

### 第●条（損害賠償）

甲又は乙は、本契約に違反し、相手方に損害を与えた場合、当該相手方に対してその損害を賠償するものとする。

2. 前項に定める損害賠償の範囲は、通常生ずべき損害と~~しするが、特別の事情によ~~つて生じた損害であっても、当事者がその事情を予見すべきであったときは、その範囲に含まれるものとするかつ契約金額を上限とする。

3. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、上限額の適用はないものとする。

(1) 故意又は重大な過失により相手方に損害を与えた場合。

(2) 第三者の知的財産権等その他の権利を侵害した場合。

(3) 第●条に定める守秘義務に違反した場合。

## 1 1. 解除

<一般的な規定案>

### 第●条（本契約の解除）

甲又は乙は、相手方が本契約の規定の一にでも違反した場合、本契約に別段の定めがある場合を除き、相当期間を定めて相手方に対し債務の本旨に基づく履行の催告をし、当該期間内に履行がなされないときは、本契約の全部又は一部を解除でき、また被った損害の賠償を請求することができる。